

足寄町ふるさと納税サポート業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領(以下「本要領」という。)は、足寄町(以下「町」という。)ふるさと納税サポート業務について、民間事業者の専門知識や経験に基づく技術的支援を受けるため、価格面による競争のみならず、柔軟な発想に基づく企画力や外部人材の積極的活用による実行力等を総合的に評価し、最も適当と思われる者を受託候補者として選考するために実施する公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に係る手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

(1) 業務名称 足寄町ふるさと納税サポート業務

(2) 業務内容 足寄町ふるさと納税サポート業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

※ 以降、業務実績が良好と認められた場合は、1年ずつ更新とする。

※ 受託者は、契約締結日(3月上旬予定)から令和7年3月31日までに前事業者からの引継ぎ等準備を進めるものとし、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担するものとする。

(4) 委託料上限額 7,700,000円(税込)

※ 契約は寄附金額に対する単価契約とする。

※ 上記は、年間の寄附金額を1億円と想定した委託契約上限額(7.7%税込上限)で、寄附額が想定を上回る場合は補正予算等に対応する。

※ 上記は、返礼品関連経費、寄附者対応関連経費を含めた金額とし、見積書(様式9)に記載の上、提出すること。

※ 委託料の他、寄附管理システム利用料やオンラインワンストップ特例申請導入に係り新たに発生する費用については、見積書内【その他】の欄に適宜記載すること。

※ 返礼品の調達費用、返礼品の配送費用、ポータルサイト利用料、クレジット決済手数料等は上記に含めず、町が実費を負担する。

3 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者又は、同条の4第2項の規定により本町から一般競争入札への参加が取り消されていない者であること。

(2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

(4) 道内に本社、支社又は営業所等を有する事業者又は常に連絡及び調整ができるような体制を整えている事業者であること

- (5) 足寄町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 10 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

5 質問書の受付及び回答

本要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書(様式 10)を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書(様式 10)
- (2) 提出期限 令和 6 年 12 月 12 日(木)17:05 まで
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答方法 提出された質問は令和 6 年 12 月 19 日(木)までに町ホームページで回答

6 プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する場合は、下記「提出書類」一式を期日までに提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書(様式 1)
誓約書(様式 2)
会社概要(様式 3)
業務実績(様式 4)
登記事項証明書(全部事項証明書)※発行から 3 ヶ月以内
直近年度の下記納税証明書類
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則第 9 号書式その 3 の 3)
 - ・本店所在地の都道府県民税の納税証明書
 - ・本店所在地の市区町村が発行する完納証明書直近決算における貸借対照表及び損益計算書
- (2) 提出期限 令和 6 年 12 月 26 日(木)17:05 まで
※書類を確認できた者には随時プロポーザル参加資格確認結果を通知する。
- (3) 提出方法 持参、郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか)※提出期限必着

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式 5)
 - イ 企画提案書(様式 6)※任意様式可
 - ウ 実施体制(様式 7)
 - エ 予定担当者調書(業務責任者)(様式 8-1)
 - オ 予定担当者調書(担当者)(様式 8-2)
 - カ 見積書(様式 9)
- (2) 提出期限 令和 7 年 1 月 20 日(月)17:05 まで
- (3) 提出部数 正本 1 部、副本 7 部(ア～カの順番に左 1 箇所ホチキス又はクリップによりとめること)

※上記とは別に、提出書類を PDF 化し、データを電子メールにて送信すること。

- (4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)とする。ただし、郵送の場合は、書留等の郵便局が配

達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

- (5) その他 別紙「審査評価基準」の各審査項目に対応する箇所に、評価基準と合致するよう項目名のインデックスを貼付すること。

8 実施スケジュール

- (1) 実施要領及び仕様書の公表(公募開始) / 令和6年12月2日(月)
- (2) 質問書の提出期限 / 令和6年12月12日(木)17:05まで
- (3) 質問回答 / 令和6年12月19日(木)までに町ホームページで回答
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限 / 令和6年12月26日(木)17:05まで
- (5) 参加資格確認結果の通知 / 令和6年12月27日(金)までに随時通知する
- (6) 企画提案書等の提出期限 / 令和7年1月20日(月)17:05まで
- (7) 企画提案書審査(プレゼンテーション) / 令和7年1月27日(月)
- (8) 事業者の決定 / 令和7年2月3日(月)(予定)
- (9) 契約の締結 / 令和7年3月上旬(業務開始)

9 審査評価基準及び選考方法

企画提案書に基づき、足寄町ふるさと納税サポート業務受託者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、比較・検討のうえ、審査基準などから総合的に審査を行う。

企画提案書審査で評価点が最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

- (1) 審査基準 別紙「審査評価基準」のとおり
- (2) 企画提案書審査(プレゼンテーション)

本プロポーザルへの参加資格を満たしたものは、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

ア 実施日及び会場

令和7年1月27日(月)足寄町役場会議室1で実施

イ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、審査員が理解しやすい簡潔な提案内容説明とし、説明25分間、質疑応答15分間を参加者ごとに行う。出席者は、3名以内とし、実施体制(様式7)に記入の業務責任者、もしくは担当者となる方は必ず1名以上出席すること。

なお、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡をすることとし、プレゼンテーション時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された資料のみとする。

また、プレゼンテーション実施当日の資料の追加及び変更は認めない。

- (3) 審査結果の発表

ア 審査結果は、令和7年2月3日(月)までに、各参加者に対して文書で通知する。

イ 審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 留意事項

- (1) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に用いる言語は、日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由

により修正及び変更が生じた場合で、町が承諾したものについては、この限りではない。

- (4) 提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。
- (6) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (8) プロポーザル参加表明書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届(様式 11)を提出するものとする。

11 問い合わせ先・各書類提出先

〒089-3797 足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目 48 番地 1

足寄町総務課企画財政室企画調整担当

電話番号 0156-28-3851(直通)、FAX 0156-25-9178

メール furusato@town.ashoro.hokkaido.jp